平成２１年（フ）第６６９号
高知県香南市野市町西野486番地20
債務者　釣井　　努
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３６号
高知市西塚ノ原160番地36
債務者　森本　　武
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2163番地８、前住所福岡県嘉麻市口春662番地66
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１３９号
福岡県飯塚市平恒342番地２　市営平恒北明住宅22号
債務者　福澤　廣美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３２１号
福岡県久留米市津福本町491番地６
債務者　上床　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９４号
福岡県久留米市上津１丁目26番40号
債務者　権藤　静香
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３９９号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地99
債務者　中山　嘉啓
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１０４３号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目９番14号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４８号
北九州市八幡西区割子川１丁目２番36―303号
債務者　西本　和之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４９号
北九州市八幡西区東筑２丁目１番15号201
債務者　星出　慎介
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７４号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南２丁目１番10号
債務者　三浦美也子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８５号
北九州市八幡東区天神町２番１―610号
債務者　南出ふじみ
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１３０号
福岡県田川市上本町３番24号　ＭＦハイツⅡ３階301号
債務者　岡島　賢一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１３１号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　坂口　千恵
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０８号
佐賀県唐津市浜玉町横田下858番地19、前住所佐賀県唐津市菜畑1044番地１
債務者　山下　雅之
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５６０号
大分市大津町３丁目３番Ｋ10―501号
債務者　甲斐　伸二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５７７号
大分県別府市船小路町３番19号　三洋ハイツ202
債務者　峰　美智子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係